

景観条例骨子の条例作成方針

(1) 景観計画と景観条例の関係

景観計画...景観法に基づき、方針や基準を定める計画です。

景観条例...委任条例として、景観計画の内容の担保、自主条例として、良好な景観形成の実現に向けての基本理念、景観形成の推進方策等の履行担保、景観審議会の設置等を定める条例です。

よって、景観条例は、景観計画が定める内容を補完する意味合いが強いといえます。

(2) 景観条例で定める内容

景観計画の内容の担保（委任条例）

景観法で「必要があれば条例で定める」と規定されている部分で、市の景観形成の推進に必要なものを条例化します。主なものとして、

- ・建築物及び工作物の形態意匠（景観形成基準）の強化

勧告だけでなく、変更命令や現状復旧命令を行うことができる。

- ・届出対象行為の追加

木竹の植栽又は伐採、屋外における土石の堆積について、法に基づく勧告等を行うことができる。

- ・届出対象行為の除外規定

除外規定を定めないと、全ての建築物や工作物が届出対象になる。

良好な景観形成の実現に向けての基本理念（自主条例）

第3章「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」の基本目標に基づき、市民、事業者及び市が、協働により良好な景観形成を推進することを基本理念として条例に定めます。

景観形成の推進方策等の履行担保（自主条例）

第4章「景観形成の推進体制と届出等の手続きに関する事項」及び第9章「景観形成の推進方策」について、条例で担保します。主なものとして、

- ・重点地区の指定や重点地区景観協議会の設置
- ・事前協議、完了検査の実施
- ・公共事業ガイドラインの策定
- ・景観アドバイザーの指定

景観審議会の設置（自主条例）

景観形成に関する重要な事項について審議する機関として、「景観審議会」を条例に基づいて設置します。また、市民や事業者の景観形成に関する異議申し立てなども第三者機関として審議を行います。

（3）景観条例の目次

- 第1章 総則（目的、基本理念）
- 第2章 景観計画の手続等（委任、第4章）
- 第3章 景観形成の推進方策（第9章）
- 第4章 景観審議会（第9章）
- 第5章 雑則